

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成30年11月14日

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 殿

照会者名 アクシア行政書士事務所
行政書士 星野 誠
住 所 〒140-0014
東京都品川区大井一丁目11番1号
大井西銀座ビルA棟3階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法 第3条 第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

A社は、船舶等による輸送に用いる海上コンテナの製造・販売を手がける事業者である。また、A社は、A社の海上コンテナを販売する販売代理店を複数もっている。

海上コンテナは、機能等によっていくつかに種別される。その中に、冷凍機を組み込み冷凍・冷蔵・加温する機能を持つ冷凍コンテナがある。

今後、A社及びA社の販売代理店（以下「A社等」という）は、冷凍コンテナを、輸送目的ではなく、鮮度維持を目的として使用しようとする者に販売・運送・配置していく計画である。

販売先は、食品等の製造・加工・販売等にかかる者や、農業に従事する者（以下あわせて「発注者」という）を想定している。

冷凍コンテナは、鮮度維持を目的とする場合、一定の期間、屋内又は屋外に定置して使用する。

個別具体的な事実は次のとおりである。なお、冷凍コンテナは、行政庁によって、建築基準法第2条第1号に規定する建築物であるとの判断がなされる場合と、建築物ではないとの判断がなされる場合がありそれぞれの場合によって整理する。

ア. 冷凍コンテナが、建築物であると判断される場合。

（1）発注者は、建築確認の申請手続を実施する。

- (2) 冷凍コンテナを配置するための基礎を建設する。すでに、土間等が完成している場合は、これを基礎とする。
- (3) トレーラ等で運搬した冷凍コンテナをクレーン等で基礎の上に積み卸す。
- (4) 冷凍コンテナをアンカー等で基礎に固定する。
- (5) 二次側電源の工事を行う。一次側電源については、発注者の責任で工事を施工するため、A社等は関与しない。
- (6) 冷凍機の試運転等、調整を行い発注者に引き渡す。

イ．冷凍コンテナが、建築物でないと判断される場合。

- (1) 冷凍コンテナを配置するための土台を設置する。すでに、土間等が完成している場合は、これを土台とする。なお、土台は、既製品のコンクリート製側溝蓋等を購入し、積み重ねる作業によって設置する。
- (2) トレーラ等で運搬した冷凍コンテナをクレーン等で土台の上に積み卸す。
- (3) 発注者の責任で電源工事を施工する。A社等は、関与しない。
- (4) 冷凍機の試運転等、調整を行い発注者に引き渡す。

3．当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

ア．について

A社等が、冷凍コンテナを販売・運送・配置する営業は、建設業法第3条第1項の許可が必要となる。ただし、建設業法施行規則第1条の2に規定する軽微な工事に該当する場合を除く。

イ．について

A社等が、冷凍コンテナを販売・運送・配置する営業は、建設業法第3条第1項の許可は不要である。

(2) 根拠

ア．について

A社等の行為は、基礎的工事、建設資材等の重量物の運搬配置、送配電線工事等、複数の業種が含まれた、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する営業に該当し、建設業法別表第一上欄「建築一式工事業」にあたる。

イ．について

A社等の行為は、冷凍・冷蔵・加温する機能を発揮できる状態の冷凍コンテナを単に運搬し積み卸したのみであり、土台の設置についても市販の既製品を購入し積み重ねるのみの作業であるから、いずれも土木建築に関する工事には該当しないため、建設業に該当しない。

4．公表の延期の希望（希望する場合のみ）

5．連絡先

アクシア行政書士事務所

行政書士 星野 誠

〒140 - 0014

東京都品川区大井一丁目11番1号大井西銀座ビルA棟3階

電話 03 - 3778 - 5450

E-mail hoshino@axia-office.co.jp